

宿泊サービス基準改正について【主な改正点】

平成27年7月 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

1【届出・公表】

届出すべき事業者の対象拡大〔第4の20（1）〕

旧) 「月5日以上宿泊サービスを提供」している場合に届出が必要



新) 提供している日数にかかわらず届出が必要

「介護サービス情報の公表」制度を利用して公表〔第4の20（1）〕

旧) 都独自制度による公表のみ。



新) 宿泊サービス事業者の情報について、介護保険法第115条の35の「介護サービス情報の公表の制度」を活用し公表
(当面の間、都独自の公表も継続します。)

2【設備基準について】

利用定員は「日中定員の1/2かつ9人」まで〔第3の1〕

旧) 通所介護利用定員の1/2以下



新) 通所介護利用定員の1/2以下かつ9人以下

「個室以外の宿泊室」の定員は4名まで〔第3の2（2）〕

旧) 個室以外の宿泊室の定員について規定なし。



新) 個室以外の宿泊室の定員は、1室あたり定員4人以下

3【運営基準について】

宿泊サービス提供日数は短期的な利用に限定〔第1の3（2）〕

旧) 連続して提供する日数の上限は原則30日、提供日数は要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること



新) 緊急かつ短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること。

【注意】

この改正は「30日以上の利用を推奨する。」という趣旨ではありません。宿泊サービスの利用期間については、居宅介護支援事業者等とも連携し、長期的なものとならないようにしてください。

宿泊サービス計画の作成対象が拡大〔第4の4（1）〕

旧) 4日以上連続して利用することが予定されている利用者



新) ・ 4日以上連続して利用することが予定されている利用者
・ 4日未満の利用であっても反復的、継続的な利用が予定されている利用者

宿泊サービス計画の取扱い〔第4の4（2）、（3）〕

新) ・ 居宅サービス計画に沿って作成
・ 宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携
・ 作成された計画についての利用者の同意と利用者への交付

事故発生時の対応〔第4の19〕

旧) 通所介護事業所等の事故発生時の取扱いに準じて、必要な措置を講じること。



新) 区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが明文化

その他 改正による追加事項

新) ・ 処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊しない配慮
・ 広告においては介護サービスと別サービスであることを明記
・ 従業者の研修の機会の確保
・ 身体拘束等に係る記録の整備